

令和7年度(9月以降) 東京都板橋区認証保育所等保育料負担軽減制度のご案内

認証保育所等の対象施設に通われているお子さんがいる保護者の方に、保育料の一部を助成する制度です。
令和7年9月から東京都が実施する第一子無償化にともない、下表のとおり月額上限額が拡充されます。

＜板橋区の認可外保育施設利用者向け保育料助成制度の概要＞

施設類型	0～2歳		3～5歳
	課税	非課税	
東京都認証保育所 指導監督基準を満たす旨の 証明書が交付されたベビー ホテル	認証保育所等保育料負担軽減助成 全員：80,000円	認証保育所等負担助成：38,000円 施設等利用給付：42,000円 最大：80,000円	認証保育所等負担助成：40,000円 施設等利用給付：37,000円 最大：77,000円

※このご案内は上表の「負担軽減助成制度」に関するものです。「施設等利用給付（無償化）」については、当該制度のご案内や区ホームページを参照の上、該当になる方は、別途、申請をしてください。



「幼児教育・保育無償化（認可外保育施設）」

1 対象施設

- ▷東京都認証保育所（板橋区外の認証保育所も対象です。）
- ▷ベビーホテル（※1、2）

※1 ベビーホテルについては、都内の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設のみ（区内施設の一覧は、板橋区ホームページをご覧ください。）

※2 認可保育園、認定こども園、家庭福祉員、ベビールーム、小規模保育事業、区の定期利用保育、事業所内保育、院内保育、企業主導型保育に分類される施設は対象外です。



「令和7年度 認証保育所等保育料負担軽減助成制度について」

2 対象者

次の全てに該当する方が補助の対象です。

- ▷板橋区に住所を有し（月の初日に住民登録が板橋区にある）、月の初日（1日）から末日まで対象施設に在籍する児童と同一の世帯に属する保護者であること（途中入退所の月は対象外です。）
- ▷助成金対象月の対象保育所等の保育料を完納していること。
- ▷きょうだいが認可保育所に通園している場合、保育料の納付義務があるときは、納付期限が到来しているものについて完納していること。
- ▷保育施設から在籍証明を受けられること。
- ▷月120時間以上の月極保育の利用契約をしていること。

3 助成内容

上表の月額上限額と、実際にお支払いになった月極保育料とを比較して、低い方の額を助成します。
（※給食費、延長保育料、補食代及び雑費は助成対象となりません。）

4 必要書類

▷申請書(令和7年度板橋区認証保育所等保育料負担軽減助成金交付申請書兼口座振替依頼書)

▷住民税の課税または非課税が分かる書類(※3提出が必要な方のみ)

(※3)請求月の区分に応じて、以下のとおり、必要となる税額証明書類の年度が異なります。下記それぞれの時点で板橋区に住民登録がない場合は、住民税の課税または非課税が分かる書類が必要となりますのでご提出をお願い致します。税額証明書類の発行については、その時点でお住まいだった自治体にお問合せください。(下記それぞれの時点で板橋区に住民登録がある場合は、税額証明書類の提出は必要ありません。)

請 求 月	必要となる税額証明書類
4月分 ～ 8月分	令和6年度分の住民税の課税または非課税が分かる書類 (令和6年1月1日に住民登録のあった区市町村で発行)
9月分 ～ 3月分	令和7年度分の住民税の課税または非課税が分かる書類 (令和7年1月1日に住民登録のあった区市町村で発行)

5 申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、在籍している施設または、区役所(保育サービス課民間保育第二係)までご提出ください。住民税の課税または非課税の分かる書類の提出が必要な方は、併せてご提出をお願いいたします。

※住民税の課税または非課税の確認が出来ない場合は、対象外扱いとなりますので、ご注意ください。

※区役所へ郵送でご提出される場合は、不着・遅延等の責任は一切負えません。郵送事故防止のため、特定記録・簡易書留など記録に残るもので郵送されることをお勧めします。

6 申請書提出締切および助成金交付時期

交付回	申請書の提出締切	交付対象月	交付時期
上半期	令和7年9月5日(金曜日)	4月～9月分	12月中旬
下半期	令和8年3月6日(金曜日)	10月～令和8年3月分	令和8年5月中旬

※原則として、年2回、保護者(請求者)の口座にお振込みいたします。保育料の納付が確認できない場合は、助成金のお支払いはできません。

7 注意事項

▷申請書は板橋区公式ホームページからダウンロードできます。

▷申請期間は上半期と下半期の年2回です。上半期の申請に間に合わない場合、下半期分とまとめてお支払いします。ただし、前年度分の申請は受け付けません。

▷申請書は年度内(申請時～当該年度の3月分)有効です。上半期にご提出いただいた場合は、下半期は自動更新としますので、再度のご提出は必要ありません。ただし、保育園を転園される場合は申請書の再提出が必要です。(本制度の対象施設への転園の場合のみ)

▷請求者宛に交付決定通知書を送付し、交付金額と振込予定日をお知らせします。

▷振込口座は請求者と同一名義の口座のみの取扱いとなります。

▷0～2歳児クラス(住民税非課税世帯)と、3～5歳児クラス(住民税課税・非課税世帯)は、本制度と施設等利用給付(無償化)(別途、要申請)の併用ができます。

▷偽りその他の事情により過払いとなった助成金は、判明次第返還していただきます。



「幼児教育・保育無償化(認可外保育施設)」

＜お問い合わせ先、書類の提出先＞

板橋区子ども家庭部保育サービス課民間保育第二係(板橋区役所南館3階23番窓口)
〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 電話:03-3579-2494